

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監 査 の 対 象：平成31年1月7日付け住民監査請求（平成31年3月4日付け大監第126号）

所 管 所 属：市会事務局

提 出 日：平成31年4月25日

意見	意見に係る見解、経過及び現状等
本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後、司法判断の内容が明らかになった場合に関し意見を申し添える。 今回の訴訟で争点となった事項について、今後同様の疑義が市民に抱かれることのないよう、必要に応じて具体的な判断基準等を規定することなどについて検討されたい。 また、平成27年度分に関する裁判結果を受け、必要と認められる場合は、平成27年度分を含め、平成28年度分及び平成29年度分について、改めて調査を行うとともに適切と考えられる措置を講じられたい。 □	対象となっている平成27年度政務活動費返還請求訴訟については、平成31年3月20日に口頭弁論が終結し、6月19日に判決言渡しの予定であるため、市会事務局としては司法判断の結果を待っている状況である。